

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年12月20日)

【 件 名 】

- とっとり若者自立応援プランの改訂（案）に係るパブリックコメントの実施について
(子育て王国課) ・ ・ ・ ・ 2

子育て・人財局

とっとり若者自立応援プランの改訂（案）に係るパブリックコメントの実施について

令和4年12月20日
子育て王国課

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく県計画である「とっとり若者自立応援プラン」（以下「プラン」という。）の計画期間が今年度で終了するため、令和5年度以降の次期5年間（令和5～9年度）を計画期間とする改訂案について、パブリックコメントを実施しますので報告します。

1 パブリックコメント実施期間

令和4年12月21日～令和5年1月16日（27日間）

2 改訂のポイント

- 国の子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月決定）を踏まえ、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、新たな社会課題として取り上げられた、孤独・孤立対策、成年年齢の引下げ等への支援を追加する。
- 令和3年度鳥取県青少年育成意識調査結果や各種指標をもとに明らかになったヤングケアラー、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上での誹謗中傷・自撮り被害への対応等をプランに追加する。

3 改訂案の概要

（1）基本理念に、居場所の確保の視点を追加

（2）プランの体系（2本柱と6つの施策）を整理し、必要な取組を追加

国の大綱及び県青少年育成意識調査結果に加え、県青少年問題協議会及びとっとり若者自立応援プラン検討部会における意見を踏まえ、プランの体系を整理し、必要な取組を追加する。

（3）孤立・孤独への対応を「困難な状況からの自立を支援」に追加

今議会提案の「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を可決いただいた場合は、条例内容を踏まえた支援施策とする。

（4）プランの取組

〔基本理念〕

※下線部分が新たに追加する取組

人と人、人と地域の結びつきが強い鳥取県の特性や強みを生かし、子ども・若者が自らの居場所を得て社会に巣立ち、社会に羽ばたくことのできる環境を目指します。

〔1 子ども・若者の巣立ちを応援〕

① 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり

- 基本的な生活習慣の形成、インターネット危険対策、SNSトラブル防止、児童虐待防止
- 成年年齢引下げに係る消費生活トラブルの防止、犯罪被害・性被害防止

② 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備

- 子ども・若者の意見の反映（意見交換の実施）
- 子どもの体験活動の機会の提供、子ども会活動の活性化
- 未来を切り開く若者を応援（次世代アスリート、グローバル人材の育成）

③ 互いに支え合う関係づくり

- 地域活動やボランティア等の活動に取り組みやすい環境整備（令和新時代創造県民運動の展開による若者の地域づくり活動の支援、ボランティア情報の提供、マッチングの推進）

④ 職業生活のスタートを応援

- 産業人材センターによる職業訓練の実施、とっとり働き方改革支援センターにおける支援コンサルタントの派遣、県立ハローワークによる伴走型支援の実施

〔2 困難な状況からの自立を支援〕

⑤ 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援

- 孤独・孤立への対応（SNS相談、アウトリーチを含めた相談支援の充実）
- 子どもの貧困に関する支援
- ひとり親家庭の支援、子どもの意見表明をサポートする県版アドボカシー体制の構築
- ヤングケアラー、若者ケアラーへの支援（24時間電話・LINE相談、SNS上の集いの場の提供）
- ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、自死への対応、障がいのある子ども・若者への支援

⑥ 互いに支え合う関係づくり

- 本人、家族・援助者、関係団体、民間支援団体等のネットワークの充実及び連携の推進
- 孤独・孤立を防ぐための相談窓口の充実、窓口情報（二次元バーコード入り）の周知

〔参考〕鳥取県青少年問題協議会、とっとり若者自立応援プラン検討部会における意見

- ・アドボカシーを進めるには、アドボケイトの養成等、時間がかかる。効率だけを求める施策ではなく、子どもに寄り添う施策に力を入れてほしい。
- ・相談窓口に、二次元バーコードがあると若者はアクセスしやすい。

4 今後の予定

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 12月21日～1月16日 | パブリックコメント実施 |
| 1月20日 | 常任委員会報告（パブリックコメント結果の公表） |
| 2月上旬 | 鳥取県青少年問題協議会、とっとり若者自立応援プラン検討部会で最終案協議 |
| 3月下旬 | プランの改訂（公表） |